

平成 2 8 年度 第 5 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 平成 2 8 年 8 月 1 7 日

場所 十和田市役所議会会議室

平成28年度第5回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所議会会議室
2. 開会日時 平成28年 8月17日(金) 午後2時02分
3. 閉会日時 平成28年 8月17日(金) 午後2時53分

4. 出席委員(24名)

1番	箕輪展忠君	2番	沢目喜代人君
4番	竹浦寿広君	5番	竹ヶ原重義君
6番	漆畑敏男君	7番	宮本正志君
8番	畠山新市君	9番	中野渡稔君
10番	赤崎和夫君	11番	北上稔君
12番	國分弘志君	13番	甲田稔君
14番	豊川洋人君	15番	古舘成光君
16番	小川正孝君	17番	新屋敷より子君
18番	杉山秀明君	19番	力石堅太郎君
20番	米田一典君	21番	山崎誠一君
22番	佐々木君信君	23番	畑山喜太郎君
25番	下久保トキ子君	27番	中野均君

5. 欠席委員(2名)

24番	漆坂政行君	26番	野崎さち子君
-----	-------	-----	--------

6. 欠員(1名)

3番

7. 会議に付した案件

報告第25号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第26号	農地の転用事実に関する照会について
報告第27号	農用地利用配分計画の認可について
議案第27号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第28号	十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第29号	農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第30号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第31号	農地等の利用の最適化推進に関する意見について

8. 会議録署名委員

5番 竹ヶ原 重 義 君

6番 漆 畑 敏 男 君

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	野 田 健 治	事務局 次 長	市 澤 新 吾
事務局 振興係長	力 石 浩 暢	事務局 農地係長	越 田 守
事務局 主任主査	野 月 明 久	事務局 主任主査	山 崎 和 也
事務局 主 査	中 村 俊 文	事務局 主 事	江 渡 俊 裕

10. 書 記

事務局主任主査 野 月 明 久

議 長（中野均君）本日の欠席通告者は26番 野崎 さち子 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただいまより、平成28年8月5日告示招集いたしました平成28年度第5回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（中野均君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。
5番 竹ヶ原 重義 委員、6番 漆畑 敏男 委員を指名いたします。

議 長（中野均君）会議書記には野月明久君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（中野均君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。
総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（中野均君）次に報告第25号について事務局から報告いたします。

事務局長（野田健治君）それでは、1ページをお願いいたします。報告第25号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件でございます。2ページから5ページになります。今回は15件で、全て相続による取得でございます。あっせん等の希望はありません。31番ですが現況が宅地となっている土地以外については自ら耕作するものです。なお、宅地部分には居宅が建っているということから地目変更を指導して参ります。32番と33番の相続人は同一人で、32番は父親、33番は母親が被相続人となっております。いずれも自ら耕作するものでございます。34番は一部貸借中となっております他は自ら耕作するものです。35番は貸借中となっております。なお、取得者は持分2分の1を現在保有しております、被相続人の持分2分の1の相続により単有となるものでございます。3ページになります。

36番と40番は一部貸借中で他は自ら耕作するものです。38番は親戚が耕作をします。37番、39番及び41番は自ら耕作するものです。4ページをお願いいたします。4ページと5ページでございますが、42番は現況が宅地となっている土地以外については自ら耕作するものです。なお、宅地部分には居宅が建っていることから地目変更を指導して参ります。43番及び5ページの44番、45番は自ら耕作するものです。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第25号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第26号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）6ページをお願いいたします。報告第26号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件でございます。7ページをお願いいたします。今回の照会件数は3件7筆で、現地調査は8月5日に実施し、法務局への回答は8月8日に行っております。18番ですが場所は国道4号バイパスを北に向かって主要地方道三沢十和田線から乗り入れする合流地点から北へ350メートル、十和田工業高校野球場が左に見える地点から北東へ約900メートル進んだところの周囲が山林となっている場所です。30年以上前に減反政策により植林したもので、既に山林となっており非農地と回答したものです。なお、農振法の農用地域内となっていることから、地目変更とあわせて農振除外の手続きを促しております。19番ですが、高清水小学校前の市道を豊ヶ岡方面に進み、JA十和田おいらせ農業技術研修センター入口から更に240メートル進んだところから西に80メートル、そこから更に北に80メートル進んだ道路の西側です。土地所有者が家を新築するにあたり測量した際、20年以上前に家を建てた隣地者の土止めが当該農地を越えて設置されていたということが判明し、宅地として使用していたことから、非農地として回答したものです。なおこの宅地部分につきましては隣地者が買うということになっております。20番は国道102号を十和田湖方面に進み、中楸の広瀬橋の手前100メートルのところにあるガソリンスタンドです。この場所は30年以上前からガソリンスタンドとして使用されており、課税上も昭和59年から宅地課税されていることから非農地として回答しております。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第26号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第27号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）8ページをお願いいたします。報告第27号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件でございます。今回の報告案件は今年5月16日開催の平成28年度第2回総会議案第8号で農用地利用集積計画の決定の承認をいただいたものについて、7月29日付で県知事から配分計画の認可があったものです。利用権を設定する者は中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターでございます。9ページと10ページでございますが、賃借権が4件17筆で30,858平方メートルになります。利用権の設定を受ける者は4経営体となっており、利用権の設定期間は全て10年間となっております。なお27番についてでございますが、利用権の設定を受ける者の法人でございますが代表者理事が変更になっているということでございますが、申請段階の代表がそのまま報告されているということですのでこのような記載になっているところでございます。11ページをお願いいたします。使用貸借による権利で1件4筆でございます。面積も8,817平方メートルとなっております。利用権の設定期間は10年間となっております。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第27号を報告済みといたします。

議長（中野均君）ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第3班で、調査員は竹浦班長、北上委員、國分委員の3名です。8月5日に現地調査及び市役所新館4階会議室での聴取調査を行っております。

議長（中野均君）次に議案第27号を上程します。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）12ページをお願いいたします。議案第27号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めます。

議長（中野均君）許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。
4番 竹浦 寿広 委員、お願いします。

報告委員（竹浦寿広君）それでは、第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請9件のうち、所有権移転は3件、賃貸借等は6件です。所有権移転の3件のうち、売買は2件で、申請番号43番は労力不足、44番は相手方要望によるものです。申請番号45番は知人への贈与です。次に賃借権及び使用貸借による権利についてですが、今回の6件の申請のうち、賃借権設定は5件で、申請番号47番から49番までは労力不足、50番と51番は相手方要望によるものです。52番は使用貸借による権利で、同一敷地内に住む親子間で、親から子へ農地の一部を使用貸借するものです。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また、申請書は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（中野均君）竹浦委員、ご苦勞様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君）それでは、調査員報告の内容について補足的な説明をさせていただきます。13ページでございます。45番でございますが知人への贈与ということでございますが、この中の字北野の農地を耕作するために、4筆ございますが、譲受人の所有する農地を通らなければならないということとあわせて、当該所有権移転する農地の一部にこの譲受人の親が債権者となっている根抵当権が設定されているということから鑑みての贈与と考えております。14ページをお願いいたします。47番でございますが基盤強化法での貸付期限の到来により再設定するものでございます。48番と49番は借人が同一人です。50番は調査員による聴取を行っておりますけれども、社会福祉法人が行う営利を目的としない園児のためのレクリエーション農園ということで例外規定が適用されるため、その権利取得が認められているものでございます。52番につきましては調査員報告にあったとおりでございますが、親子の同一敷地内の居住がなされているということと、今後は同一経営体として経営移譲が進んでいくということが認められているものでございます。所有権移転の43番から45番まで及び貸借の47番から52番までの農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第27号は許可することに決定いたしました。

議 長（中野均君）ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時15分

（ _____ 委員 退席 ）

再開 午後2時15分

議 長（中野均君）休憩を解いて会議を再開いたします。

議 長（中野均君）次に議案第28号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）15ページをお願いいたします。議案第28号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件でございます。

議 長（中野均君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。11番 北上稔 委員、お願いいたします。

報告委員（北上稔君）十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。8月5日午後に、竹浦委員、國分委員、私の3名で、会長室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。あっせん件数は所有権移転1件です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は認定農業者です。あっせん対象の農地は、農地法第3条により現在賃貸借中の農地ですが、所有権の移転を受ける者の経営する農地の近くにあることから、農地の集約が図られるものと考えます。利用調整委員としては、申請内容及びあっせんについて適当と認められますので、その旨を8月5日付で、会長宛てに農用地利用調整会議の調整結果報告として報告しております。以上のことから、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（中野均君）北上委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君）ただいまの調査員報告のとおりでございますので、補足の説明はございません。今回申請のあった所有権移転1件につきましては、調査書のとおりで農業経営強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第28号は要請することに決定いたしました。

議長（中野均君）ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時18分

（ _____ 委員 着席 ）

再開 午後2時19分

議長（中野均君）休憩を解いて会議を再開いたします。

議長（中野均君）次に議案第29号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）17ページをお願いいたします。議案第29号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。

議長（中野均君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。12番 國分 弘志 委員、お願いいたします。

報告委員（國分弘志君） それでは、第4条の農地転用に関する報告をいたします。第4条の農地転用は、今月は申請番号8番から10番の3件です。それでは、番号順に報告いたします。申請番号8番は、貸家建築で、申請地に6戸分の集合住宅を1棟建築するものです。農地区分につきましては、都市計画法の用途地域内ですので、第3種農地に該当します。申請番号9番は、貸駐車場の整備です。申請地に盛土した後、砕石を敷き乗用車9台分の駐車場を整備するものです。こちらも、農地区分は都市計画法の用途地域内のため、第3種農地に該当します。申請番号10番は、牛舎及び堆肥舎の建築で、経営規模の拡大に伴い、牛舎4棟、堆肥舎1棟を建築する計画となっています。農地区分につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であり、いずれの要件にも該当しない農地として、第2種農地のその他の農地に該当します。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は、農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（中野均君） 國分委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君） それでは、申請案件について場所等の説明をさせていただきます。18ページになります。8番の場所でございますけども、株式会社ヤマヨ十和田店とさくらホール駐車場のある交差点から東へ約80メートル進んだ道路の北側になります。申請地に貸家1棟建築するというところでございます。9番の場所は、同じく株式会社ヤマヨ十和田店東側の道路を北に向かって250メートル進んだところの交差点から、東に180メートル進んだ道路の南側になります。大竹菓子舗の本店から100メートルの場所になります。申請地に貸駐車場を設置するというところでございます。10番の場所は、七郷のJA種子センター北側の道路を西へ1キロメートル進んだところの交差点から北に約360メートル進んだ道路の西側になります。申請地に牛舎及び堆肥舎等を建築するものでございます。以上でございます。

議長（中野均君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君） ご異議なしと認めます。よって議案第29号は許可相当とすること

に決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第30号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）では、19ページをお願いいたします。議案第30号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。

議長（中野均君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。12番 國分 弘志 委員、お願いします。

報告委員（國分弘志君）それでは、第5条の農地転用に関する報告をいたします。第5条の農地転用は、申請番号29番から33番の5件です。まず、申請番号29番ですが、借家住まいの解消のため、親から使用貸借により農地を借り受け、自己住宅を建築するものです。申請番号30番は事務所建築で、現在貸事務所に入居している測量業者が申請地に移転し、自己所有の事務所及び倉庫を建築するものです。31番と32番は、自己住宅の建築です。譲受人が共に売買により農地を購入し、住宅を建築し借家住まいの解消を図るものです。申請番号33番は自動車保管場所の整備で、既存敷地が手狭となっていることから、20年間の賃借権を設定し、隣地を借り受け敷地を拡張するものです。農地区分につきましては、申請番号29番から31番までは、都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。32番と33番はともに第1種農地内ですが、32番の住宅は集落に接続して設置されるものであり、不許可の例外となります。また、33番も、既存施設の拡張であり、拡張に係る面積が既存施設面積の2分の1を超えないことから、こちらも不許可の例外となります。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は、農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（中野均君）國分委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君）それでは、申請案件の場所を中心に説明させていただきます。20ページでございます。29番の場所ですが、株式会社ヤマヨ十和田店東側道路を北に向かって250メートル進んだところの交差点から東に180メートル進んだ道路の南側です。先ほど出てまいりました18ページでの農地法第4条申請の9番の場所の隣接地になります。農地を使用貸借による権利で30年間借り受けて自己住宅を建築するというところでございます。30番は元町西一丁目にあるファミリープラザ十和田店及びエネオス十和田西店のある交差点から南に100

メートル進んだ道路の東側です。農地を買受けて事務所及び倉庫を建築するということです。31番は三本木小学校北側の道路を東に900メートル進んだところにある東部中継ポンプ場の交差点からさらに里ノ沢方面に800メートル進んだところから北に20メートル進んだ道路の西側になります。北里集会所の向いということになります。農地を買受けて自己住宅を建築するということになります。32番は県道三沢十和田線沿いにある高野税理士事務所から北に向かってセンサ工業第一工場の東側道路から、突き当りの道路を西へ100メートル進んだ道路の南側になります。これも農地を買受けて自己住宅を建築するということになります。33番は旧国道4号沿いを北に向かって元町を過ぎたところにあるタイヤ館とトヨタ小野グループサービス株式会社の間の道路を西へ約260メートル進んだ道路の南側です。農地を賃貸借により20年間借り受けて、82台分の自動車保管場所を整備するということになります。隣接地は説明にあったとおりトヨタ小野グループサービス株式会社の配車センターとして現在、整備されている場所です。以上です。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第30号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第31号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）21ページでございます。議案第31号、農地等の利用の最適化推進に関する意見について。農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により、十和田市長に対し別紙のとおり農地等利用最適化推進施策に関する意見を提出することについて、承認を求める件でございます。22ページをお願いいたします。1の農地等利用最適化推進施策に関する意見提出の趣旨についてご説明をいたします。平成27年9月に農業委員会等に関する法律、以下法と申し上げますが、これが改正されて、平成28年4月1日より施行されております。この施行により、農業委員会の役割として、農地法等によりその権限に属させた事項に加えて、従来は任意事務とされてきた農地利用の最適化、内容としては担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規

参入の促進の推進が必須事務として位置付けられて、農業委員の他に新たに推進活動の主体となる農地利用最適化推進委員、これも以下推進委員と申し上げますが、これが設置されることとなりました。また、農業委員の選出方法が選挙による公選制から、候補者の推薦、募集の手続きにより、市町村長が議会の同意を得て任命する方法に変更となったものでございます。このことに伴い、法第38条第1項の規定に基づき、農地等利用最適化推進施策に関する事項として十和田市長に対し、十和田市農業委員会の委員及び推進委員の定数について意見を提出するものでございます。私の方からは以上でございます。

議長（中野均君）提案者として、2つ目の意見の内容及び3の意見の理由について、説明いたします。今回、十和田市長に対して提出する意見は2点です。1点目は、法第8条第2項で定める農業委員の定数を、19人としていただきたいということ。2点目は、法第18条第2項で定める推進委員の定数を、14人としていただきたいということであります。意見の理由であります。1点目の農業委員の定数に関しては、法施行令第5条に掲げる定数の基準に基づき、十和田市の広範に亘る農地等について、新たに必須事務となった農地利用の最適化を推進していくためには、推進委員と一体的に取り組むことが求められていくことから、推進委員を委嘱する農業委員会における定数の上限である19人をもって進めていくことが妥当であると考えます。2点目の推進委員の定数に関しては、法第17条第2項の規定に基づき、推進委員が担当する区域を定めることとされており、十和田市の農地集積施策の基本となっている人・農地プランの10地区を基本として、その区域毎にその集積状況を鑑みて定めることが適当と考えます。したがって、10地区に最低1人の推進委員を配置すると共に、区域毎の集積率の目標を、推進委員の設置が不要となる70%に設定し、その達成に必要な面積に応じた人数を加算することとした場合に、4地区において更に1人を加算することとなることから、計14人となるものであります。以上の提案に関して質疑に入ります。質疑ありませんか。

委員（米田一典君）はい。

議長（中野均君）はい、20番米田委員。

委員（米田一典君）ちょっと、お尋ねします。推進委員を定めるにあたってですね、農林畜産課で事務担当していると思いますが、人・農地プランの10地区、これを必ず基本としてやっていかなければならないんですか。

議長（中野均君）事務局長。

事務局長（野田健治君）お答えします。必ずということではございません。ただ推進委員の定め方として地区を設定するということが法律で決められているものでござい

ます。そうすればその地区はどのような形がいいのかと考えたときに、現在、その集積を進めている人・農地プランの区域を一つの地区とした方が妥当であろうというような考えのもとに、この人・農地プランの地区を地区設定としたというところがございます。これは先般の全員協議会の中でもこのような説明させていただいたところがございます。以上でございます。

委員（米田一典君）はい。

議長（中野均君）20番。

委員（米田一典君）この前も確か宮本委員が質問したように思われるんですが。感情的に、感情的にですよ。例えば農地面積a（エー）があります。ここに例えば伝法寺とか東部とか六日町とかは1,000町歩未満ということですね、果たしてこの面積の少ないところでも、その推進委員を1人ずつ。藤坂とか東部とかの農地がほとんど集積率70パーセントに近いわけで、推進委員はいらなければいけないというようなことにも考えられるんですが。そこでですね、確かこの間、宮本委員がこの少ない数字、農地面積a（エー）のところですね、伝法寺、東部、六日町をどこかの地区にくっつけたら如何かなと発言をしていました。要するに農地面積a（エー）というのは、集積面積b（ビー）の分母になるわけですから、やはり分母をある程度同じにしないと私は非常に不公平が生じるのかな、この推進委員の働く活動においてですよ。ですから、このところはある程度同じくらいにしておいて、そして推進委員の定数を定めた方が私は非常にいいんじゃないかなというのが一つ。それから、確か共済組合あたりの例ですけど、これを見ますと総代の方が出ているところ以外のところに理事が出るとかですね、この理事と総代とのバランスがこういう具合に定めていると思うんですけど、申し合わせかとは思いますが。そういう風にこの農業委員の場合も、農業委員と例えば推進委員が同じ地区から出ないようにとか、そういう方が申し合わせ的にですね、重ならないようにした方が私は非常にこう運営上いいのかなと思っています。ちなみにですね、例えば前の農協さん、農協さんですよ。六日町、相坂が一緒でしたし、東部は三本木だと思いますが、東部を例えば大深内と一緒にするとかですね、そういう風なことをしてやりますと13人ぐらいで、私終わるのかなというふうにこう思っています。これは農地面積の地区の足す場所で見ると分割しなければと思いますけども。そういうことでもう一回、この農地面積のa（エー）のところをですね、このところの分母を1,000町歩以上ぐらいになるように足してみたら如何かなと、何も10地区でなくてもいいんじゃないかな、7地区でもいいんじゃないかなと私思っています。以上です。

議長（中野均君）事務局長。

事務局長（野田健治君）様々な考え方があるかと思っています。先般の全員協議会の時点では

そのような意見も一部ございましたけども、まずはこの10地区というのは、やはり現在、集積を進めている人・農地プランで中心経営体にまず集積するという一つの大きな流れの中から、一番妥当な地区設定というよりも施策であろうと。であるならばそことの整合性を図るという意味で、まず人・農地プランというのが一つ考えられております。面積の大きい小さい、確かに地区によって小さいところもありますが、これを押し並べて平均化するというのはこれも非常に難しい話でございます。今後、今言われたその地区の統合というのはこれ絶対的なものではございませんので、今後統合するというのも可能なわけでございます。とりあえず出だしの段階で人・農地プランというのを一つの形として進めて、以降3年後、仮に6年後のこの時にそこでの集積率が上がっていった場合には、地区の統合ということも、これは視野に入れながら進めていけるものと感じております。ですので、この全くこれが固定したものではなくて、今後変更もあるということ踏まえて、取り急ぎこのよーいどんの段階では10地区をベースにやったらどうかという一つの提案でございます。以上でございます。

議長（中野均君）20番米田委員、よろしいでしょうか。

委員（米田一典君）いや、あの一、はい。

議長（中野均君）どうぞ。

委員（米田一典君）ただですね、冒頭で言いましたように、私たちは理解したにしても、大多数の一般農家の皆さん、担い手の皆さん、こういった方々がこういう数字を見たときに、あんた方は何をやってるんだと言われかねない、そういうことを危惧されるわけですね。或いはそういうことを分かったにしても一般農家の方々のそういう感情的なところ、人情的なところをもこう勘案しながら、何もこの早急に定めるわけではなくてありますから、単純に6年後とか言わなくてもですね、中々、一旦決めたものはやり直すということは困難を生じるんじゃないのかな、そんなふうを考えられますので、慎重のうえにも慎重を重ねて、今のうちにこう決めておいた方が後で楽なのかなとそのように思います。以上です。

議長（中野均君）要望ですか。

委員（米田一典君）はい。

議長（中野均君）議案として提出しておりますので、要望という訳にはいかない部分もございます。ですから議案に賛成か賛成でないかというふうになる訳ですので、先ほど局長も言ったとおり、この人・農地プランに沿って推進委員を定めなければならないということとなっておりますので、その辺はご理解いただければなとこう思っております。もう1回、局長から説明いたします。

事務局長（野田健治君）人・農地プランのとおり定めなければならないということではございません。あくまでもこれは一つの地区設定の考え方であるということをご前回の全員協議会に申し上げて言っているところでございます。その上で面積が確かに地区によっては大きいところ小さいところがありますが、やはり地区によってはそれぞれ地域性またその人とのつながりと様々あるかと思えますけれども、先程申し上げましたとおり農政サイドで今進めている人・農地プランとの整合性とまた現場で逆に混乱をきたさないためにも、この推進委員制度に関しては最初の段階でですね、10地区で始めた方がスムーズにいくんじゃないかと。実際に中心経営体に集積している中で、今後更に中心経営体に集積していく状況が進んでいけばその時点で、また地区の統合ということも考えられるのではないかということでの提案でございます。以上でございます。

議長（中野均君）米田委員よろしいでしょうか。

委員（米田一典君）はい。

議長（中野均君）その他ございませんか。

委員（米田一典君）例えば、どことどこを組み合わせたら、こういう数字になるよという具体的にという。そうすればそう納得しますか。

議長（中野均君）暫時休憩いたします。

休憩 午後2時44分

（ 会長、農業委員及び事務局職員のやり取り ）

再開 午後2時53分

議長（中野均君）休憩を解いて会議を再開いたします。

議長（中野均君）本件を原案のとおり承認とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第31号は承認することに決定いたしました。

議長（中野均君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これ

をもちまして、平成28年度第5回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございました。

———— 閉会 午後2時53分 ————